

## ■景観計画

| 旧  | 新   |
|--|---|
| <p><b>第1 良好な景観の形成に関する方針</b></p> <p><b>1 関内地区全域の方針</b></p> <p>関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われている。</p> <p>馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。また、開港の歴史を伝える歴史的建造物や土木遺構などは、様々な手法により保全・活用が図られ、現在の関内地区の街並みに欠かせないものとなっている。</p> <p>このような関内地区の特徴を伸長しつつ、次の4つの方針に基づいて、関内地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行う。</p> <p>I わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る。</p> <p>II 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る。</p> <p>III 開港の歴史や文化の蓄積を活かしながら新しい文化を生み出す街を創る。</p> <p>IV 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る。</p> <p>方針の達成に向けて、建築行為等の設計について指針とするべき事項として、行為の指針を次に定める。</p> <p>(1) ゆとりある歩行者空間を連続的に形成する。</p> <p>(2) 通りの低層部のしつらえを工夫して、連続性のある賑わいを創出する。</p> <p>(3) 人々に交流を促す快適な広場状空地进行を創出する。</p> <p>(4) 緑化や水際の活用により、まちに潤いを創出する。</p> <p>(5) 関内地区の街並みの特徴を生かす。</p> <p>(6) ミナト横浜の歴史を大切に、関内地区の魅力・個性を伸ばす。</p> <p>(7) 中層、高層の建築物は、デザインを工夫し、魅力ある街並みを形成する。</p> <p>(8) 港や丘などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫する。</p> <p>(9) 関内地区の新しい魅力を創造する。</p> <p>(10) 秩序ある広告景観を形成する。</p> | <p><b>第1 良好な景観の形成に関する方針</b></p> <p><b>1 関内地区全域の方針</b></p> <p>関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、<u>国際的な産学連携機能や観光・集客機能</u>、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われている。</p> <p>馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。また、開港の歴史や<u>戦後の都市発展の歴史</u>を伝える歴史的建造物、土木遺構などの保全・活用や、時代に応じた魅力と活力ある建物の誘導により、古い建物と新しい建物が調和して共存する独自の魅力的な街並みを形成している。</p> <p>このような関内地区の特徴を伸長しつつ、次の4つの方針に基づいて、関内地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行う。</p> <p>I わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る。</p> <p>II 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る。</p> <p>III 開港の歴史や文化の蓄積を活かしながら新しい文化を生み出す街を創る。</p> <p>IV 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る。</p> <p>方針の達成に向けて、建築行為等の設計について指針とするべき事項として、行為の指針を次に定める。</p> <p>(1) ゆとりある歩行者空間を連続的に形成する。</p> <p>(2) 通りの低層部のしつらえを工夫して、連続性のある賑わいを創出する。</p> <p>(3) 人々に交流を促す快適な広場状空地进行を創出する。</p> <p>(4) 緑化や水際の活用により、まちに潤いを創出する。</p> <p>(5) 関内地区の街並みの特徴を生かす。</p> <p>(6) ミナト横浜の歴史を大切に、関内地区の魅力・個性を伸ばす。</p> <p>(7) 中層、高層の建築物は、デザインを工夫し、魅力ある街並みを形成する。</p> <p>(8) 港や丘などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫する。</p> <p>(9) 関内地区の新しい魅力を創造する。</p> <p>(10) 秩序ある広告景観を形成する。</p> |
| <p><b>2 地区別方針</b></p> <p>関内地区全域の方針のほかに、地区ごとの方針は次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p><b>(4) 市庁舎前面特定地区</b></p> <p>関内地区の玄関口として、<u>市庁舎やくすのき広場と調和した街並みとゆとりある空間を形成する。</u></p>   | <p><b>2 地区別方針</b></p> <p>関内地区全域の方針のほかに、地区ごとの方針は次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p><b>(4) 関内駅前特定地区</b></p> <p><u>開港以来横浜の発展をけん引してきた地域としての歴史性を継承し、関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出し、魅力的でゆとりある空間を形成する。</u></p>   |

| 旧   | 新   |
|---|---|
| <p>(5) ~ (10) 略</p> <p><b>(11) 関内駅前準特定地区</b><br/> <u>関内地区の玄関口としての活気と賑わいのある景観を創出し、ゆとりある空間を形成する。</u></p> <p><b>(12) 関内西準特定地区</b><br/> 略</p> <p><b>(13) 山下公園</b><br/> 略</p> <p><b>(14) 横浜公園</b><br/> 略</p>   | <p>(5) ~ (10) 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><b>(11) 関内西準特定地区</b><br/> 略</p> <p><b>(12) 山下公園</b><br/> 略</p> <p><b>(13) 横浜公園</b><br/> 略</p>   |
| <p><b>第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</b></p> <p><b>3 行為の制限</b></p> <p><b>(1) 建築物及び工作物の形態意匠</b></p>  | <p><b>第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</b></p> <p><b>3 行為の制限</b></p> <p><b>(1) 建築物及び工作物の形態意匠</b></p>  |
| <p><b>ア 関内地区全域の景観形成基準</b><br/> (ア) ~ (ツ) 略</p> <p><b>&lt;色彩：建築物&gt;</b></p> <p>(ツ) 建築物の色彩は、蛍光色を用いてはならない。また、次のいずれかに該当する場合を除き、マンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。</p> <p>a ~ c 略</p> <p>d 次のいずれかに該当するもの場合</p> <p>(a) ~ (f) 略</p> <p>(g) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、<u>市庁舎前面</u>特定地区の敷地の建築物の場合</p> <p>(h) 略</p> <p>(テ) 建築物の高さ 31mを超える部分の色彩は、マンセル表色系で別表1のうち、明度7以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>a ~ b 略</p> <p>c 次のいずれかに該当するもの場合</p> <p>(a) ~ (g) 略</p> <p>(h) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、<u>市庁舎前面</u>特定地区の敷地の建築物の場合</p> <p>(i) 略</p> <p><b>別表1 略</b></p> | <p><b>ア 関内地区全域の景観形成基準</b><br/> (ア) ~ (ツ) 略</p> <p><b>&lt;色彩：建築物&gt;</b></p> <p>(ツ) 建築物の色彩は、蛍光色を用いてはならない。また、次のいずれかに該当する場合を除き、マンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。</p> <p>a ~ c 略</p> <p>d 次のいずれかに該当するもの場合</p> <p>(a) ~ (f) 略</p> <p>(g) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、<u>関内駅前</u>特定地区の敷地の建築物の場合</p> <p>(h) 略</p> <p>(テ) 建築物の高さ 31mを超える部分の色彩は、マンセル表色系で別表1のうち、明度7以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>a ~ b 略</p> <p>c 次のいずれかに該当するもの場合</p> <p>(a) ~ (g) 略</p> <p>(h) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、<u>関内駅前</u>特定地区の敷地の建築物の場合</p> <p>(i) 略</p> <p><b>別表1 略</b></p> |

| 旧   | 新  |
|---|--|
| <p>(ト)～(ナ) 略</p> <p><b>&lt;色彩：工作物&gt;</b></p> <p>(ニ) 工作物の色彩は、マンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>a～b 略</p> <p>c 次のいずれかに該当するものの場合</p> <p>(a)～(f) 略</p> <p>(g) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、<u>市庁舎前面</u>特定地区の敷地の建築物の場合</p> <p>(ヌ) 工作物の地上からの高さが31mを超える部分の色彩は、マンセル表色系で別表1のうち、明度7以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>a～b 略</p> <p>c 次のいずれかに該当するものの場合</p> <p>(a)～(f) 略</p> <p>(g) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、<u>市庁舎前面</u>特定地区の敷地の建築物の場合</p> <p>以下略</p> | <p>(ト)～(ナ) 略</p> <p><b>&lt;色彩：工作物&gt;</b></p> <p>(ニ) 工作物の色彩は、マンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>a～b 略</p> <p>c 次のいずれかに該当するものの場合</p> <p>(a)～(f) 略</p> <p>(g) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、<u>関内駅前</u>特定地区の敷地の建築物の場合</p> <p>(ヌ) 工作物の地上からの高さが31mを超える部分の色彩は、マンセル表色系で別表1のうち、明度7以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>a～b 略</p> <p>c 次のいずれかに該当するものの場合</p> <p>(a)～(f) 略</p> <p>(g) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、<u>関内駅前</u>特定地区の敷地の建築物の場合</p> <p>以下略</p>  |
| <p><b>イ 地区別の景観形成基準</b></p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p><b>(エ) 市庁舎前面特定地区</b></p> <p>a <u>建築物は、市庁舎の壁面やくすのき広場との調和を図り、関内地区の歴史ある街並みを表現するため、レンガを基調とした形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表9のものを基調とするものとする。</u></p>  | <p><b>イ 地区別の景観形成基準</b></p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p><b>(エ) 関内駅前特定地区</b></p> <p>a <u>建築物の関内駅前の広場に面する部分は、歩行者の視点からの駅前空間の印象に配慮し、通りや駅からの近景を十分考慮し、関内地区の玄関口としての風格ある意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表9のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガなどの素材を使用するなど、魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。</u></p> <p>b <u>建築物の中低層部は、周囲の街並みと調和のとれた関内地区の玄関口として魅力的な形態意匠とするものとする。</u></p> <p>c <u>建築物の低層部でみなと大通りに面する部分は、道路に向かって開口部を大きくするなど開放的なしつらえとし、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。</u></p> <p>d <u>建築物の高層部は、中低層部からセットバック又は透明感のあるファサードにするなど、歩行者の視点からの圧迫感を軽減し、計画図1の3に示す眺望の視点場から見たときの長大感の軽減に配慮した形態意匠とするものとする。</u></p> |

| 旧  |                  |       |         |         |  | 新   |  |    |  |  |       |         |         |    |                  |       |       |       |              |       |       |       |              |       |       |       |  |  |  |  |  |  |  |  |    |  |  |       |         |         |    |                  |       |       |       |              |       |       |       |              |       |       |       |
|--|------------------|-------|---------|---------|--|---|--|----|--|--|-------|---------|---------|----|------------------|-------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|----|--|--|-------|---------|---------|----|------------------|-------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
| <p>b 工作物は、<u>市庁舎の壁面やくすのき広場との調和を図り、関内地区の歴史ある街並みを表現するため、レンガを基調とした形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表9のものを基調とするものとする。</u></p>   |                  |       |         |         |  | <p>e 工作物は、<u>周囲の街並みと調和した形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表9のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガなどの素材を使用するなど、魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。</u></p>  |  |    |  |  |       |         |         |    |                  |       |       |       |              |       |       |       |              |       |       |       |  |  |  |  |  |  |  |  |    |  |  |       |         |         |    |                  |       |       |       |              |       |       |       |              |       |       |       |
| <p><b>別表9 明度・色相別彩度表</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">色相</th> </tr> <tr> <th>R(赤)系</th> <th>YR(黄赤)系</th> <th>2.5Y(黄)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">明度</td> <td>白・オリーブ(9.0~10.0)</td> <td>0~2.0</td> <td>0~2.0</td> <td>0~2.0</td> </tr> <tr> <td>高明度(6.0~8.9)</td> <td>0~3.0</td> <td>0~4.0</td> <td>0~4.0</td> </tr> <tr> <td>中明度(3.0~5.9)</td> <td>0~4.0</td> <td>0~6.0</td> <td>0~6.0</td> </tr> </tbody> </table> |                  |       |         |         |  |   |  | 色相 |  |  | R(赤)系 | YR(黄赤)系 | 2.5Y(黄) | 明度 | 白・オリーブ(9.0~10.0) | 0~2.0 | 0~2.0 | 0~2.0 | 高明度(6.0~8.9) | 0~3.0 | 0~4.0 | 0~4.0 | 中明度(3.0~5.9) | 0~4.0 | 0~6.0 | 0~6.0 | <p><b>別表9 明度・色相別彩度表</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">色相</th> </tr> <tr> <th>R(赤)系</th> <th>YR(黄赤)系</th> <th>2.5Y(黄)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">明度</td> <td>白・オリーブ(9.0~10.0)</td> <td>0~2.0</td> <td>0~2.0</td> <td>0~2.0</td> </tr> <tr> <td>高明度(6.0~8.9)</td> <td>0~3.0</td> <td>0~4.0</td> <td>0~4.0</td> </tr> <tr> <td>中明度(3.0~5.9)</td> <td>0~4.0</td> <td>0~6.0</td> <td>0~6.0</td> </tr> </tbody> </table> |  |  |  |  |  |  |  | 色相 |  |  | R(赤)系 | YR(黄赤)系 | 2.5Y(黄) | 明度 | 白・オリーブ(9.0~10.0) | 0~2.0 | 0~2.0 | 0~2.0 | 高明度(6.0~8.9) | 0~3.0 | 0~4.0 | 0~4.0 | 中明度(3.0~5.9) | 0~4.0 | 0~6.0 | 0~6.0 |
|  |                  | 色相    |         |         |  |   |  |    |  |  |       |         |         |    |                  |       |       |       |              |       |       |       |              |       |       |       |  |  |  |  |  |  |  |  |    |  |  |       |         |         |    |                  |       |       |       |              |       |       |       |              |       |       |       |
|  |                  | R(赤)系 | YR(黄赤)系 | 2.5Y(黄) |  |   |  |    |  |  |       |         |         |    |                  |       |       |       |              |       |       |       |              |       |       |       |  |  |  |  |  |  |  |  |    |  |  |       |         |         |    |                  |       |       |       |              |       |       |       |              |       |       |       |
| 明度   | 白・オリーブ(9.0~10.0) | 0~2.0 | 0~2.0   | 0~2.0   |  |   |  |    |  |  |       |         |         |    |                  |       |       |       |              |       |       |       |              |       |       |       |  |  |  |  |  |  |  |  |    |  |  |       |         |         |    |                  |       |       |       |              |       |       |       |              |       |       |       |
|  | 高明度(6.0~8.9)     | 0~3.0 | 0~4.0   | 0~4.0   |  |   |  |    |  |  |       |         |         |    |                  |       |       |       |              |       |       |       |              |       |       |       |  |  |  |  |  |  |  |  |    |  |  |       |         |         |    |                  |       |       |       |              |       |       |       |              |       |       |       |
|  | 中明度(3.0~5.9)     | 0~4.0 | 0~6.0   | 0~6.0   |  |   |  |    |  |  |       |         |         |    |                  |       |       |       |              |       |       |       |              |       |       |       |  |  |  |  |  |  |  |  |    |  |  |       |         |         |    |                  |       |       |       |              |       |       |       |              |       |       |       |
|  |                  | 色相    |         |         |  |   |  |    |  |  |       |         |         |    |                  |       |       |       |              |       |       |       |              |       |       |       |  |  |  |  |  |  |  |  |    |  |  |       |         |         |    |                  |       |       |       |              |       |       |       |              |       |       |       |
|  |                  | R(赤)系 | YR(黄赤)系 | 2.5Y(黄) |  |   |  |    |  |  |       |         |         |    |                  |       |       |       |              |       |       |       |              |       |       |       |  |  |  |  |  |  |  |  |    |  |  |       |         |         |    |                  |       |       |       |              |       |       |       |              |       |       |       |
| 明度   | 白・オリーブ(9.0~10.0) | 0~2.0 | 0~2.0   | 0~2.0   |  |   |  |    |  |  |       |         |         |    |                  |       |       |       |              |       |       |       |              |       |       |       |  |  |  |  |  |  |  |  |    |  |  |       |         |         |    |                  |       |       |       |              |       |       |       |              |       |       |       |
|  | 高明度(6.0~8.9)     | 0~3.0 | 0~4.0   | 0~4.0   |  |   |  |    |  |  |       |         |         |    |                  |       |       |       |              |       |       |       |              |       |       |       |  |  |  |  |  |  |  |  |    |  |  |       |         |         |    |                  |       |       |       |              |       |       |       |              |       |       |       |
|  | 中明度(3.0~5.9)     | 0~4.0 | 0~6.0   | 0~6.0   |  |   |  |    |  |  |       |         |         |    |                  |       |       |       |              |       |       |       |              |       |       |       |  |  |  |  |  |  |  |  |    |  |  |       |         |         |    |                  |       |       |       |              |       |       |       |              |       |       |       |
| <b>第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</b>   |                  |       |         |         |  | <b>第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</b>  |  |    |  |  |       |         |         |    |                  |       |       |       |              |       |       |       |              |       |       |       |  |  |  |  |  |  |  |  |    |  |  |       |         |         |    |                  |       |       |       |              |       |       |       |              |       |       |       |
| <p><b>2 地区別の制限</b><br/>関内地区全域の制限のほかに、計画図1の1に示す地区ごとの制限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p><b>(4) 関内駅前特定地区</b><br/>＜屋上看板＞<br/>ア 屋上看板は、<u>くすのき広場又はみなと大通りに向かって設置することができない。</u>ただし、<u>市庁舎前面特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>＜壁面看板＞<br/>イ 上端の高さが地上15mを超える壁面看板は、<u>くすのき広場、尾上町通り又はみなと大通りに面する位置に設置しない。</u>ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(ア) 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの</p> <p>(イ) <u>くすのき広場又はみなと大通りに面する位置に設置しないもので、かつ、市庁舎前面の街並み景観を阻害しないと市長が認めたもの</u></p>         |                  |       |         |         |  | <p><b>2 地区別の制限</b><br/>関内地区全域の制限のほかに、計画図1の1に示す地区ごとの制限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p><b>(4) 関内駅前特定地区</b><br/>＜屋上看板＞<br/>ア 屋上看板は、<u>次の各号に適合するものとする。</u>ただし、<u>関内駅前特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(ア) 横浜市道山下町第7号線又はみなと大通りに面する位置に設置しないものとする。</u></p> <p><u>(イ) 計画図1の3に示す眺望の視点場から望めないものとする。</u></p> <p>＜壁面看板＞<br/>イ 上端の高さが地上15mを超える壁面看板は、<u>計画図1の8に示す関内駅南口前、横浜市道山下町第7号線、尾上町通り（計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る）又はみなと大通りに面する位置に設置しない。</u>ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(ア) 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの</p> <p>(イ) <u>建物の外観のアクセントとするなど、外壁と調和したデザインで、関内駅前地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの</u></p> |  |    |  |  |       |         |         |    |                  |       |       |       |              |       |       |       |              |       |       |       |  |  |  |  |  |  |  |  |    |  |  |       |         |         |    |                  |       |       |       |              |       |       |       |              |       |       |       |

| 旧  | 新  |
|--|--|
| <p><b>&lt;広告塔・広告板&gt;</b></p> <p>ウ 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 高さを5m以下とする。</p> <p>(イ) 表示面の背景色(地の色)及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。ただし、材質にアルミを使用するものその他市庁舎前面の街並み景観を阻害しないものと市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p><b>&lt;そで看板&gt;</b></p> <p>エ そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面から1m以下とする。</p> <p>(イ) 上端の高さを地上15m以下とする。</p> <p><b>&lt;照明装置・映像装置&gt;</b></p> <p>オ 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>カ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>以下略</p> | <p><b>&lt;広告塔・広告板&gt;</b></p> <p>ウ <u>計画図1の8に示す関内駅南口前、横浜市道山下町第7号線、尾上町通り(計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る)又はみなと大通りに面する位置に設置する</u>広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 高さを5m以下とする。</p> <p>(イ) 表示面の背景色(地の色)及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。ただし、材質にアルミを使用するものその他<u>関内駅前</u>特定地区の街並み景観を阻害しないものと市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p><b>&lt;そで看板&gt;</b></p> <p>エ <u>計画図1の8に示す関内駅南口前、横浜市道山下町第7号線、尾上町通り(計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る)又はみなと大通りに面する位置に設置する</u>そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面から1m以下とする。</p> <p>(イ) 上端の高さを地上15m以下とする。</p> <p><b>&lt;照明装置・映像装置&gt;</b></p> <p>オ <u>計画図1の8に示す関内駅南口前、横浜市道山下町第7号線、尾上町通り(計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る)又はみなと大通りに面する位置に設置する</u>屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>カ <u>計画図1の8に示す関内駅南口前、横浜市道山下町第7号線、尾上町通り(計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る)又はみなと大通りに面する位置に設置する</u>屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>以下略</p> |
| <p><b>第6 景観重要公共施設の整備に関する事項</b></p>   | <p><b>第6 景観重要公共施設の整備に関する事項</b></p>   |
| <p><b>1 道路の整備に関する事項</b></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><b>(4) 関内駅南口前</b></p> <p>整備に関する事項は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは市庁舎前面特定地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。</p>   | <p><b>1 道路の整備に関する事項</b></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><b>(4) 関内駅南口前</b></p> <p>整備に関する事項は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは<u>関内駅前</u>特定地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。</p>   |

| 旧  | 新  |
|--|--|
| <p>ア さく、駒止、街灯、道路標識、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、関内地区の玄関口として<u>ふさわしい落ち着いたものとする。</u></p> <p>イ さく、駒止、街灯、道路標識、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）又はダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）とし、同一種類のものは同一の色彩を使用するものとする。</p> <p>ウ 並木などの植栽により潤いのある歩行者空間を形成する。</p> <p>以下略</p>   | <p>ア さく、駒止、街灯、道路標識、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、関内地区の玄関口としての<u>風格や、活気と賑わいのある景観を創出し、魅力的でゆとりある駅前空間を形成するものとする。</u></p> <p>イ さく、駒止、街灯、道路標識、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）又はダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）とし、同一種類のものは同一の色彩を使用するものとする。</p> <p>ウ 並木などの植栽により潤いのある歩行者空間を形成する。</p> <p>以下略</p>  |
| <p><b>第7 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準</b></p>  | <p><b>第7 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準</b></p>  |
| <p><b>1 道路に関する事項（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条の占用許可の基準）</b></p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p><b>(4) 関内駅南口前</b></p> <p>占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。</p> <p>ア 良好な街並みを維持するために、新たに設ける電柱・電線等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、<u>添加看板</u>、<u>添加広告</u>又は<u>上空通路</u>は、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(ア) 既に占用許可を受けている広告塔、突出看板、立看板等、添加看板又は添加広告の表示面の更新で、表示面の背景色（地の色）を無彩色とするもの</p> <p>(イ) 催物等のために一時的に設ける立看板等、添加看板又は添加広告で、それらのデザインが景観上支障のないもの</p> <p>イ 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等の形状は、関内地区の玄関口としての風格のある街並みに調和するものとする。</p> <p>ウ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、関内地区の玄関口としての風格のある街並みに調和するものとする。</p> <p>エ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）又はダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）を基調とすること。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(ア) 公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの</p> <p>(イ) 既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないもの</p> <p>以下略</p> | <p><b>1 道路に関する事項（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条の占用許可の基準）</b></p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p><b>(4) 関内駅南口前</b></p> <p>占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。</p> <p>ア 良好な街並みを維持するために、新たに設ける電柱・電線等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、<u>添加看板</u>又は<u>添加広告</u>は、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(ア) 既に占用許可を受けている広告塔、突出看板、立看板等、添加看板又は添加広告の表示面の更新で、表示面の背景色（地の色）を無彩色とするもの</p> <p>(イ) 催物等のために一時的に設ける立看板等、添加看板又は添加広告で、それらのデザインが景観上支障のないもの</p> <p>イ 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等の形状は、関内地区の玄関口としての風格のある街並みに調和するものとする。</p> <p>ウ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、関内地区の玄関口としての風格のある街並みに調和するものとする。</p> <p>エ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）又はダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）を基調とすること。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(ア) 公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの</p> <p>(イ) 既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないもの</p> <p>以下略</p> |

## ■景観協議

| 旧   | 新   |
|---|---|
| <b>第3 魅力ある都市景観を創造するための方針</b>  | <b>第3 魅力ある都市景観を創造するための方針</b>  |
| <p><b>1 関内地区全域の方針</b></p> <p>関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われている。</p> <p>馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。また、<u>開港の歴史を伝える歴史的建造物や土木遺構などは、様々な手法により保全・活用が図られ、現在の関内地区の街並みに欠かせないものとなっている。</u></p> <p>このような関内地区の特徴を伸長しつつ、次の4つの方針に基づいて、関内地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行う。</p> <p>I わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る</p> <p>II 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る</p> <p>III 開港の歴史や文化の蓄積を活かしながら新しい文化を生み出す街を創る</p> <p>IV 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る</p> | <p><b>1 関内地区全域の方針</b></p> <p>関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、<u>国際的な産学連携機能や観光・集客機能、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われている。</u></p> <p>馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。また、<u>開港の歴史や戦後の都市発展の歴史を伝える歴史的建造物、土木遺構などの保全・活用や、時代に応じた魅力と活力ある建物の誘導により、古い建物と新しい建物が調和して共存する独自の魅力的な街並みを形成している。</u></p> <p>このような関内地区の特徴を伸長しつつ、次の4つの方針に基づいて、関内地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行う。</p> <p>I わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る。</p> <p>II 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る。</p> <p>III 開港の歴史や文化の蓄積を活かしながら新しい文化を生み出す街を創る。</p> <p>IV 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る。</p> |
| <p><b>2 地区別の方針</b></p> <p>関内地区全域の方針のほかに、地区ごとの方針は次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p><b>(4) 市庁舎前面特定地区</b></p> <p>関内地区の玄関口として、<u>市庁舎やくすのき広場と調和した街並みとゆとりある空間を形成する。</u></p> <p>(5) ~ (10) 略</p> <p><b>(11) 関内駅前準特定地区</b></p> <p><u>関内地区の玄関口としての活気と賑わいのある景観を創出し、ゆとりある空間を形成する。</u></p> <p><b>(12) 関内西準特定地区</b></p> <p>略</p> <p><b>(13) 山下公園</b></p> <p>略</p> <p><b>(14) 横浜公園</b></p> <p>略</p>   | <p><b>2 地区別の方針</b></p> <p>関内地区全域の方針のほかに、地区ごとの方針は次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p><b>(4) 関内駅前特定地区</b></p> <p><u>開港以来横浜の発展をけん引してきた地域としての歴史性を継承し、関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出し、魅力的でゆとりある空間を形成する。</u></p> <p>(5) ~ (10) 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><b>(11) 関内西準特定地区</b></p> <p>略</p> <p><b>(12) 山下公園</b></p> <p>略</p> <p><b>(13) 横浜公園</b></p> <p>略</p>  |

| 旧  | 新   |
|--|---|
| <p><b>第6 行為指針</b></p> <p><b>2 地区別の行為指針</b><br/> 関内地区全域の行為指針のほかに、計画図に示す地区ごとの方針は次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p><b>(4) 市庁舎前面特定地区</b><br/> ア <u>市庁舎やくすのき広場と調和した外観の建築物が良好な景観を形成し、関内地区の玄関口としての風格ある街並みを形成する。</u><br/> イ <u>大通り公園から横浜公園へとつながる緑の軸線沿いの魅力ある歩行者空間やくすのき広場などのゆとりある空間を創出する。</u><br/> ウ <u>市庁舎前面特定地区の格調を高め、活力と賑わいを創出する商業・業務の機能の導入を推進し、特に建築物の低層部には、積極的に賑わいを形成する。</u><br/> エ 中層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する。<br/> オ 関内駅南口では、関内地区の玄関口としての風格と<u>くすのき広場につながる潤いとゆとりある街路空間</u>を形成する。<br/> カ <u>屋外広告物は、市庁舎とくすのき広場及び横浜公園の景観と調和した落ち着いたものにし、かつ、歩行者に圧迫感を与えない規模、位置、デザインにする。</u></p> <p>(5) ~ (10) 略</p> <p><b>(11) 関内駅前準特定地区</b><br/> ア 商業機能による賑わいの創出と関内地区の玄関口としてのゆとりある空間を形成する。<br/> イ 中高層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する。</p> <p><b>(12) 関内西準特定地区</b><br/> 略</p> | <p><b>第6 行為指針</b></p> <p><b>2 地区別の行為指針</b><br/> 関内地区全域の行為指針のほかに、計画図に示す地区ごとの方針は次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p><b>(4) 関内駅前特定地区</b><br/> ア <u>駅前空間では歩行者の視点を考慮した良好な景観を形成し、関内地区の玄関口としての風格のある景観と、多くの人で賑わう魅力的な駅前空間を形成する。</u><br/> イ <u>大通り公園から横浜公園、さらに海沿いへとつながる緑の軸線沿いの魅力ある歩行者空間を形成する。</u><br/> ウ <u>関内駅前特定地区の格調を高め、活力と賑わいを創出する商業・業務の機能の導入を推進し、特に建築物の低層部には、積極的に賑わいを形成する。</u><br/> エ 中層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する。<br/> オ 関内駅南口では、関内地区の玄関口としての風格とゆとりある街路空間を形成する。</p> <p>カ <u>屋外広告物は、関内駅南口及びみなと大通りに面して魅力ある景観を形成し、かつ、歩行者に圧迫感を与えない規模、位置、デザインにする。</u></p> <p>(5) ~ (10) 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><b>(11) 関内西準特定地区</b><br/> 略</p> |

■景観計画（計画図1の1）

旧

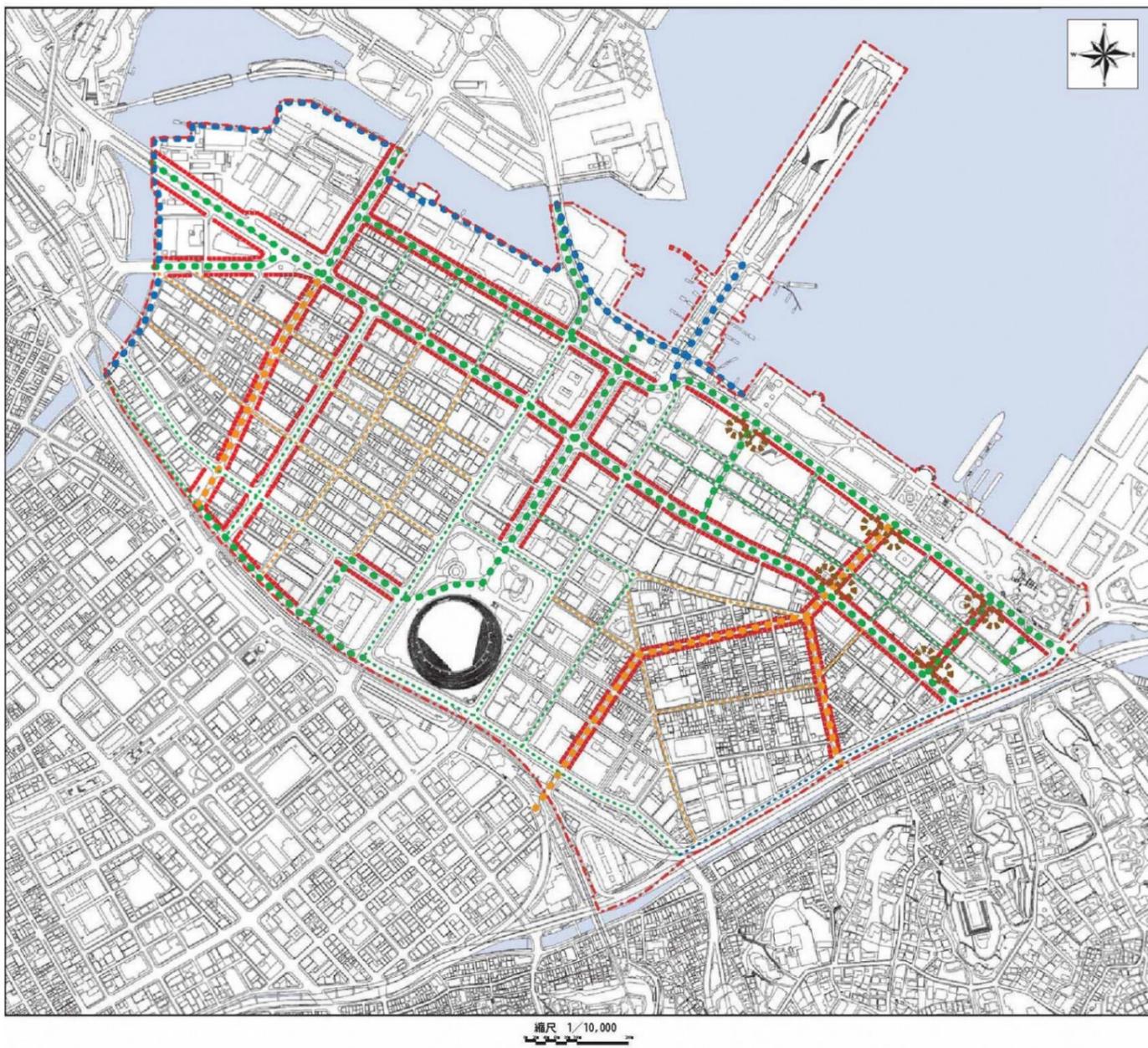


新



# ■ 景観計画（計画図1の2）

旧



----- 横浜市景観計画区域（関内地区）

<歩行者ネットワーク街路>

●●●●● 関内地区の各エリアを結ぶ  
ネットワーク街路

●●●●● (補助ネットワーク街路)

●●●●● 商業のネットワーク街路

●●●●● (補助ネットワーク街路)

●●●●● 水際線のネットワーク街路

●●●●● (補助ネットワーク街路)

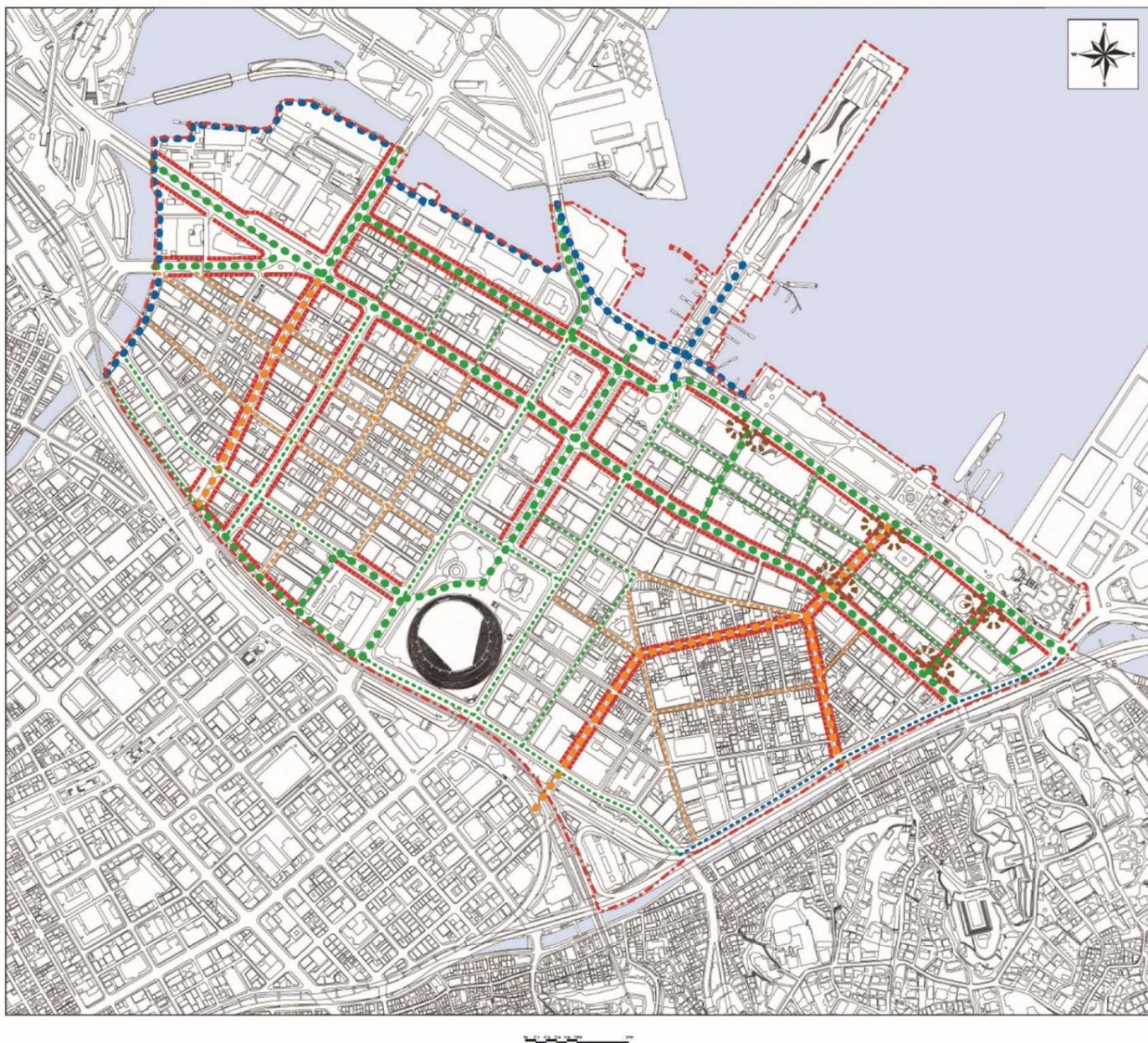
----- 重点歩行者ネットワーク街路



広場状空地の設置が求められる位置

図名：計画図1の2  
歩行者ネットワーク・広場等

新



----- 横浜市景観計画区域（関内地区）

<歩行者ネットワーク街路>

●●●●● 関内地区の各エリアを結ぶ  
ネットワーク街路

●●●●● (補助ネットワーク街路)

●●●●● 商業のネットワーク街路

●●●●● (補助ネットワーク街路)

●●●●● 水際線のネットワーク街路

●●●●● (補助ネットワーク街路)

----- 重点歩行者ネットワーク街路

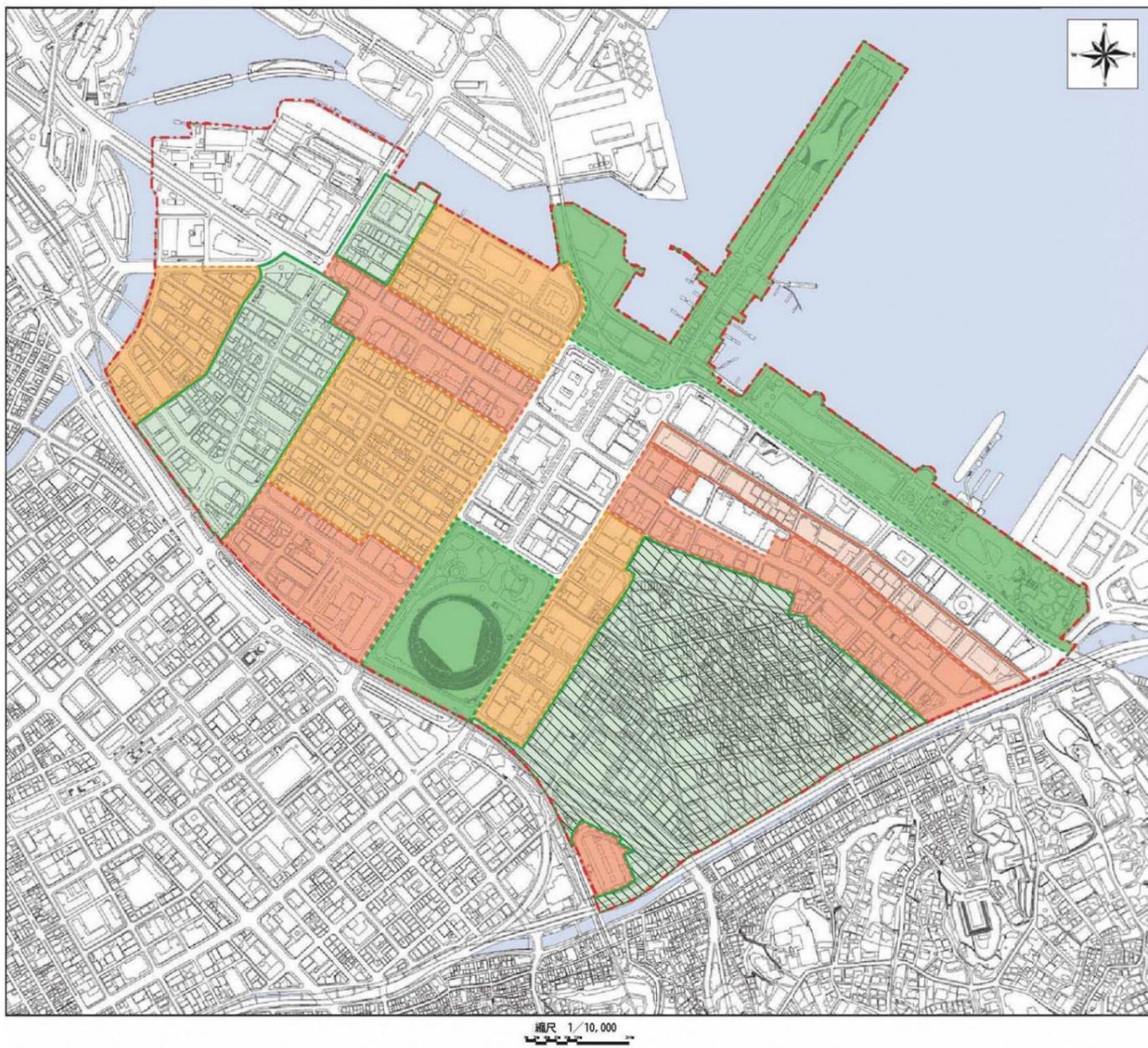


広場状空地の設置が求められる位置

図名：計画図1の2  
歩行者ネットワーク・広場等

# ■景観計画（計画図1の5）

旧



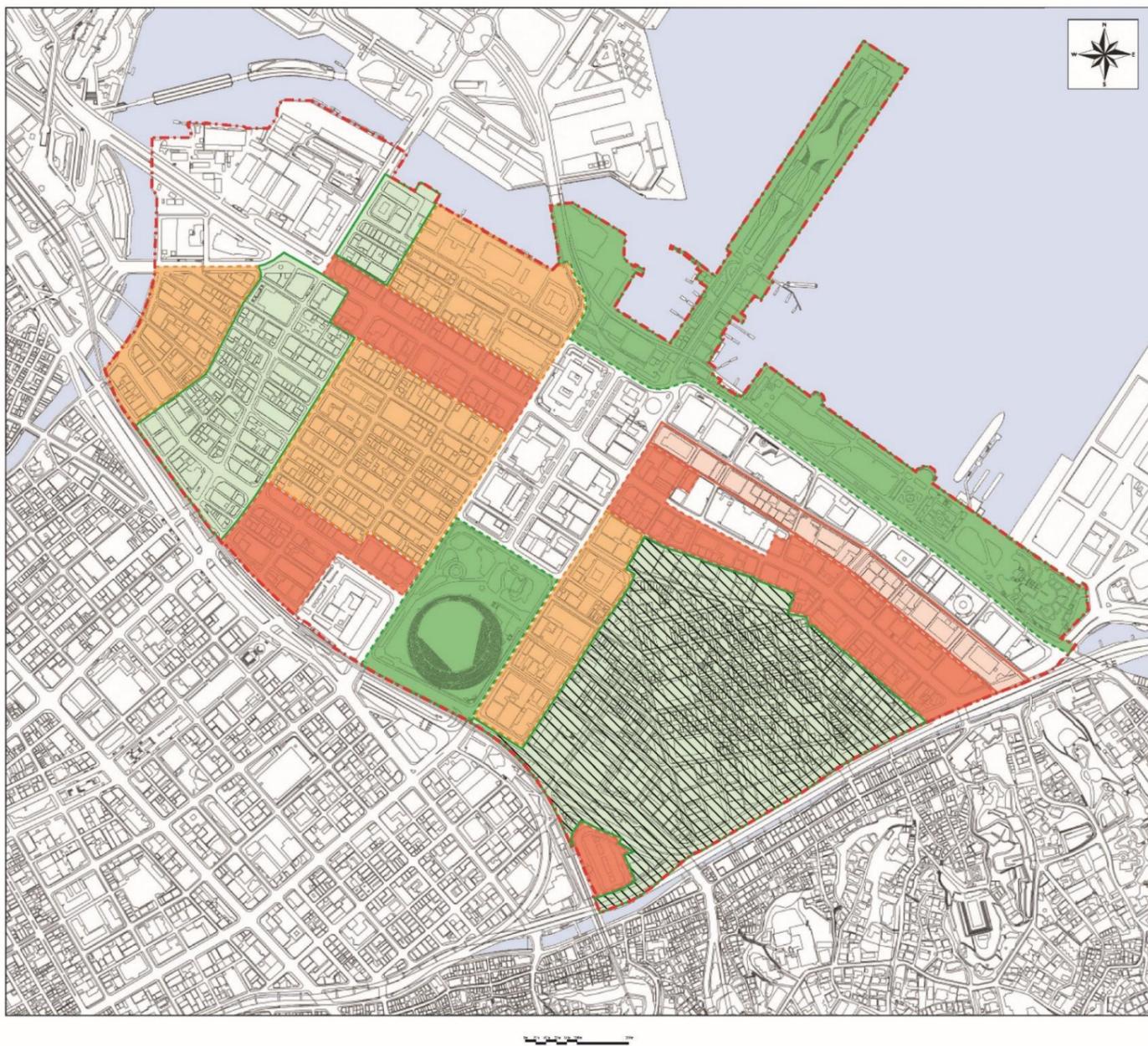
----- 横浜市景観計画区域（関内地区）

<高さの緩和の範囲>

- 31m以下（緩和なし）
- 31mを基本とし、市長が次に掲げる都市景観形成への貢献を総合的に判断して、景観形成への貢献を認める場合は、31m超45m以下の範囲で緩和することができる。  
 (1) 歴史的建造物を保全し活用すること  
 (2) 街並みの連続性を創出するため、歴史的建造物の周辺の建築物の形態意匠を、歴史的建造物と調和させる。  
 (3) 文化芸術創造活動を行なえるスペースを用意し、活用する。
- 31mを基本とし、次に掲げる都市景観形成への貢献があると市長が認める場合は、31m超45m以下の範囲で緩和することができる。  
 (1) 山手の丘に対して、建築物の31mを超える部分の見付の幅を小さくする。  
 (2) 関内地区の街並みに調和し、魅力あるスカイラインを形成するよう、頭頂部のデザインを工夫する。
- 31m超45m以下
- 31m超60m以下
- 31m超75m以下

図名：計画図1の5  
建築物の最高高さ

新



----- 横浜市景観計画区域（関内地区）

<高さの緩和の範囲>

- 31m以下（緩和なし）
- 31mを基本とし、市長が次に掲げる都市景観形成への貢献を総合的に判断して、景観形成への貢献を認める場合は、31m超45m以下の範囲で緩和することができる。  
 (1) 歴史的建造物を保全し活用すること  
 (2) 街並みの連続性を創出するため、歴史的建造物の周辺の建築物の形態意匠を、歴史的建造物と調和させる。  
 (3) 文化芸術創造活動を行なえるスペースを用意し、活用する。
- 31mを基本とし、次に掲げる都市景観形成への貢献があると市長が認める場合は、31m超45m以下の範囲で緩和することができる。  
 (1) 山手の丘に対して、建築物の31mを超える部分の見付の幅を小さくする。  
 (2) 関内地区の街並みに調和し、魅力あるスカイラインを形成するよう、頭頂部のデザインを工夫する。
- 31m超45m以下
- 31m超60m以下
- 31m超75m以下

図名：計画図1の5  
建築物の最高高さ

# ■ 景観計画（計画図1の6）

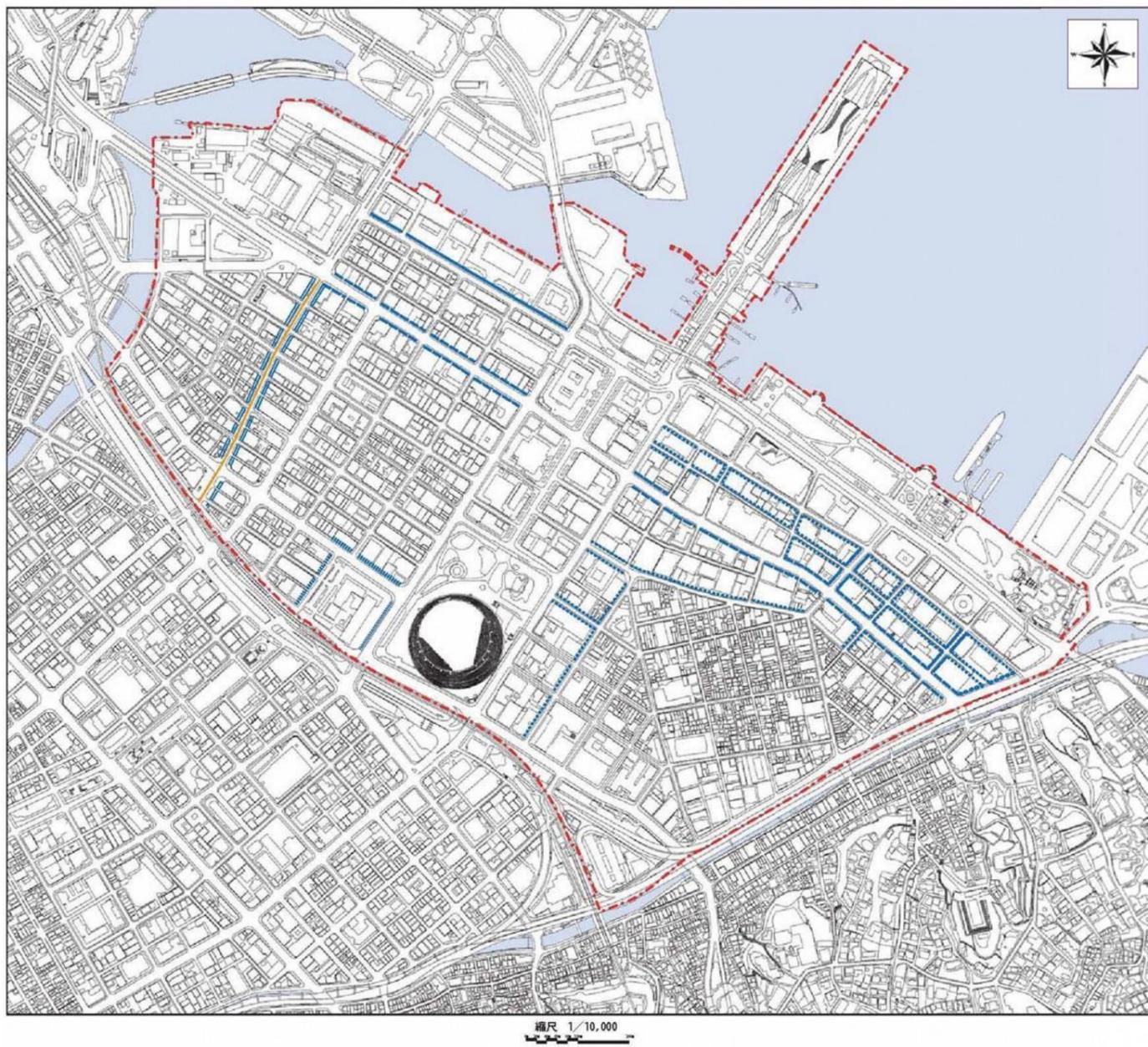
旧



- 横浜市景観計画区域（関内地区）
- ..... 道路境界線より0.5m以上の壁面後退
- 道路境界線より1.0m以上の壁面後退
- 道路境界線より1.2m以上の壁面後退
- ..... 道路境界線より2.5m以上の壁面後退
- ..... 道路境界線より3.0m以上の壁面後退
- 建築物の1、2階の部分で道路境界線より2.5m以上の壁面後退
- 壁面の位置の制限によって生じた空地を広場状空地とすることができる道路

図名：計画図1の6  
壁面位置の指定

新



- 横浜市景観計画区域（関内地区）
- ..... 道路境界線より0.5m以上の壁面後退
- 道路境界線より1.0m以上の壁面後退
- 道路境界線より1.2m以上の壁面後退
- ..... 道路境界線より2.5m以上の壁面後退
- ..... 道路境界線より3.0m以上の壁面後退
- 建築物の1、2階の部分で道路境界線より2.5m以上の壁面後退
- 壁面の位置の制限によって生じた空地を広場状空地とすることができる道路

図名：計画図1の6  
壁面位置の指定

# 都市景観協議（都市景観協議地区図1）

旧

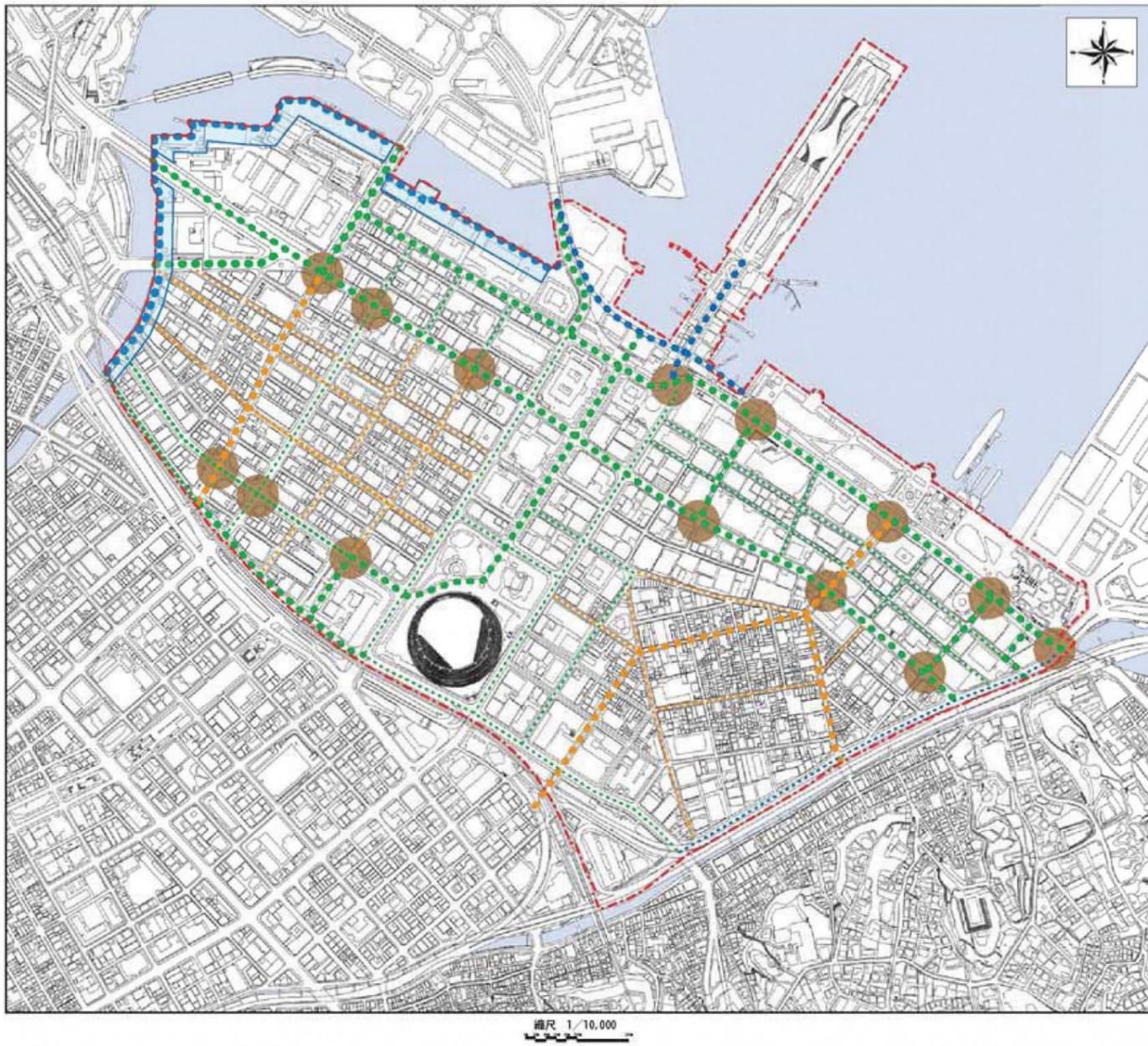


新



# 都市景観協議（都市景観協議地区図2）

旧



- 関内地区都市景観協議地区
- <歩行者ネットワーク街路>
- 関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路  
(補助ネットワーク街路)
- 商業のネットワーク街路  
(補助ネットワーク街路)
- 水際線のネットワーク街路  
(補助ネットワーク街路)
- ゆとりある交差点の創出
- 水際の親水性が求められる部分

新



- 関内地区都市景観協議地区
- <歩行者ネットワーク街路>
- 関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路  
(補助ネットワーク街路)
- 商業のネットワーク街路  
(補助ネットワーク街路)
- 水際線のネットワーク街路  
(補助ネットワーク街路)
- ゆとりある交差点の創出
- 水際の親水性が求められる部分